仕　様　書

1　件名

備品の管理等に関する業務

2　履行期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年２月 29 日まで

ただし本業務の履行にあたり必要な作業・調整等を上記期間外に行う必要がある場合は、この契約に含めるものとする。

3　履行場所

(1)　受注者が用意する、倉庫業法（昭和 31 年法律第 121 号）第５条の規定により登録された倉庫（以下「倉庫」という。）において業務を履行すること。

ただし、平成 25 年４月１日から平成 25 年４月 30 日までの間は、独立行政法人都市再生機構（以下「発注者」という。）が所有する神奈川県横浜市保土ヶ谷区に存する倉庫（以下「保土ヶ谷倉庫」という。）において業務を履行するものとする。

(2)　受注者は、倉庫の所在地、面積等詳細を記載した文書を業務履行開始の 10 日前までに提出し、発注者の許可を得るものとする。

4　業務の目的

受注者は、発注者が指定する備品（以下「備品」という。）を、倉庫において保管し、善良な管理者をもって管理等（以下「管理等業務」という。）を行うとともに、発注者が指定する期日及び時間帯（午前、午後又は夜間）までに備品の運搬及びこれに付帯する作業（清掃、組立、据付、設置等。以下「運搬等業務」という。）を行うものとする。

なお､繁忙期の運搬等業務については､期日及び時間帯について予め調整を行うものとする。

5　対象となる備品の種類・数量

冷蔵庫、テレビ（薄型 19 インチ、ブラウン管 21 インチ)、テレビチューナー、テレビ台、洗濯機、掃除機、ガスコンロ（１口又は２口)、ストーブ（石油、電気又はガス、ファンヒーターを含む)、扇風機、照明器具（和式･四角、洋式・円形)、コタツ（布団なし)、洋服ダンス（クローゼット・ローチェスト)、電子レンジ、布団乾燥機、アイロン、カーテン、衣類乾燥機（スタンド含む）等、発注者が指定する備品

なお、数量については別紙１のとおりとする。

6　作業実施上の条件等

(1)　作業内容

①　倉庫移設業務

平成 25 年４月 30 日から平成 25 年５月２日までの間に､保土ヶ谷倉庫に保管されている発

注者の備品を倉庫へ移設すること。

② 管理等業務

イ 発注者の備品を倉庫に保管し、適切に管理する。

ロ 発注者が購入等の方法により調達した備品が倉庫に搬入される場合、これに立ち会い、備品を受領し、これを適切に保管する。

ハ 倉庫へ搬入又は倉庫から搬出された備品について受払台帳を作成し、倉庫に保管された備品の種類、数量等を把握し、定期的に発注者に報告する。

ニ 備品に汚損・故障又は破損等があった場合は発注者に報告し、発注者の指示に基づき清掃、修理、又は法令等に則り廃棄等の処理を行う。なお、作業実施にあたっては、作業に係る費用の見積書を発注者に提出し、予め発注者の承認を得た上で行うものとし、費用は発注者の負担とする。

ホ 受注者の責により備品に汚損・故障又は破損等があった場合の上記ニの処理に係る費用は、受注者がこれを負担するものとする。

③ 運搬等業務

イ 倉庫から、備品を別紙２に基づき清掃及び動作点検・確認等を行った上で搬出（梱包を含む。以下同じ。）し、発注者が指定する場所（以下「指定場所」という。）へ搬入（解梱、組立、据付及び設置を含む。以下同じ。）すること。なお、指定場所は日本国内に限る。

ロ 指定場所から備品を搬出し、倉庫へ搬入すること。

ハ 指定場所間での搬出、搬入を行うこと。

ニ 指定場所については、同一期日及び時間帯に複数個所を指定する場合があるものとする。

④ その他

受注者は、上記①及び③の業務の全部又は一部を、第三者へ委託することができる。この場合、受注者は委託者名、委託範囲等を記載した書面により発注者に願い出て、事前に発注者の承諾を得るものとする。

(2) 倉庫の管理等

① 倉庫の所在地は発注者の本社（神奈川県横浜市中区本町６丁目 50 番地１）から直線距離で概ね 50km 以内とする。

② 倉庫に係る維持経費（公租公課、光熱水料等を含む。）は、すべて受注者の負担とする。

③ 受注者は、受注者の責任のもとで倉庫を管理し、使用するものとする。また、受注者が倉庫を賃借する場合は、発注者に対し受注者が責任を負うものとする。

④ 倉庫内で発生した受注者の責に帰する事故等については、受注者の責任のもと対応するものとする。

⑤ 倉庫での搬出及び搬入においては、原則として発注者の職員による立会いはないものとする。

⑥ 発注者が倉庫への立ち入りを求めた場合、受注者は原則としてこれを受け入れるものとする。

(3) 指定場所における立会い

指定場所での搬出及び搬入は、原則として発注者の職員の立会いのもと行うものとする。

(4)　養生

受注者は、受注者の負担により、備品の搬出入の経路となる出入口、玄関、廊下通路、エレベータホール、エレベータ機内、その他損傷、汚れ等のおそれのある場所（以下「建物等」という。）について養生を行うものとする。なお、建物等に損傷、汚れ等が生じた場合は、所有者等の指示に従い、受注者の責任において原状回復を図るものとする。

7　業務責任者

受注者は、本業務の実施に当たり業務責任者を定め、氏名、役職、連絡先等を書面にて甲に通知するものとする。

8　運搬料金

受注者は、発注者から運搬する備品の品目、数量及び搬入先、搬出先を記載した依頼書を受領後速やかに、運搬等業務に係る費用について単価表に基づき算出し、予め発注者の承認を得るものとする。

また、備品据付時に必要となった部品（洗濯機据付に伴う給水蛇口と給水ホース接続時のアタッチメント等）の購入費用については、発注者の負担とし、実費で精算する。

9　作業実施上の留意遵守事項

受注者は、本業務の実施に当たり、次の事項に留意遵守しなければならない。

(1)　運搬する備品について、それぞれの特性、規格、用途等に応じて最も適した方法で梱包運搬等を行い、作業中の損傷、破損等の事故がないよう十分対策を講じること。

(2)　作業中に予想される降雨等の気象状況に対し、十分対策を講じること。

(3)　作業員が本業務の従事者であることが明らかに認識できるよう服装を統一すること。

(4)　本業務の実施に当たっては、近隣住民等に対しての迷惑防止に努めるとともに安全確保に万全を期すること。

(5)　備品の誤搬出入、運搬時における破損など受注者の過失等により発注者から交換等の指示を受けた場合は、速やかに受注者の責任で対処すること。ただし、受注者の責任によりがたいときは、その都度、協議するものとする。

(6)　本業務中に人身事故、物損事故、運搬時における備品の破損、遺失等の事故が発生した場合、その損害の補償については、受注者の責任とする。

10　暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(1)業務の履行に際して、暴力団員等による不当要求又は業務妨害（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。

(2)(1)により警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した文書により発注者に報告すること。

(3) 暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

11　その他

この契約に定めがない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

以　上

【別紙1】

貸与備品在庫一覧

	保土ヶ谷在庫		外部保管在庫		在庫計	サイズ	備考
	中古	新品	中古	新品		横×奥行×高さcm	
冷蔵庫	18	1	2		21	50×58×128	
液晶TV(19in)	17	21	1	4	43		
ブラウン管TV(21in)					0	58×57×57	
TVチューナー	15	4			19		
TV台	21	13	1		35	53×45×42	
洗濯機	13	10	1		24	58×55×88	
掃除機	6	14	1		21	49×34×33	
ガスコンロ(都市ｶﾞｽ)	4	13			17	56×44×18	
ガスコンロ(ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ)	5	14			19	56×44×18	
ストーブ(都市ｶﾞｽ)	26	0			26	50×32×47	
ストーブ(ﾌﾟﾛﾊﾟﾝｶﾞｽ)	0	1			1	50×32×47	
ストーブ(電気)	10	10			20		
ストーブ(石油)	2	0			2		
扇風機	9	9			18	58×43×53	
照明器具(洋式・円形)	19	62	1		82	48×48×19	
照明器具(和式・四角)	9	31			40	47×47×19	
コタツ	14	14	1		29	82×40×82	
洋服タンス(クロゼット)	13	11			24	60×55×180	
ローチェスト	4	5			9	80×43×93	
電子レンジ	9	11	1		21	53×44×35	
布団乾燥機	6	24	1		31	32×19×35	
アイロン	9	21	1		31	29×13×16	
衣類乾燥機(本体)	1	1			2	65×53×65	
衣類乾燥機(ｽﾀﾝﾄﾞ)	2	1			3	65×48×98	
ホットカーペット	0	2	0	0	2		
ホットカーペット敷きマット	0	2	0	0	2		
コタツふとん	0	1	0	0	1		
コタツ敷きマット	0	1	0	0	1		

※物品の種類、数量等については、多少の変動がある。

〔別紙２〕

品目	基本的な清掃内容	搬入作業時点検・確認事項	組立	据付・設置	備　　考
冷蔵庫	汚損及びカビ等の清掃 外部：洗剤清掃の上、仕上拭き 内部：洗剤清掃及び仕上拭きの上、除菌 その他：ドア廻りパッキン、製氷皿等含む	動作、破損及び汚損状況の確認 付属品（製氷皿等）の確認 取扱説明書添付のこと	有 （水受け皿の設置等）	有	
テレビ （薄型１９インチ、ブラウン管２１インチ）	汚損の清掃 仕上拭き程度	破損及び汚損状況の確認 付属品（リモコン及びコード類）の確認 リモコン用乾電池の交換 取扱説明書添付のこと	無	無	アンテナ線等コード類の接続は行わない。
テレビチューナー	汚損の清掃 仕上拭き程度	破損及び汚損状況の確認 付属品（リモコン及びコード類）の確認 リモコン用乾電池の交換 取扱説明書添付のこと	無	無	アンテナ線等コード類の接続は行わない。
テレビ台	汚損の清掃 仕上拭き程度	組立時の破損及び汚損状況の確認 付属品（車輪）の確認	有	無	
洗濯機	汚損清掃及びゴミの除去 外部：洗剤清掃の上、仕上拭き 内部：洗剤清掃の上、仕上拭き その他：糸くずネット等の清掃	破損及び汚損状況の確認 付属品（給水・排水ホース）の確認 取扱説明書添付のこと	無	有	給水・排水ホースの接続は行わない。
掃除機	汚損の清掃 仕上拭き程度	動作、破損及び汚損状況の確認 付属品の確認 ゴミ収集パックの交換	無	無	
ガスコンロ （都市ガス・プロパンガス）	汚損（油汚れ）の清掃 外部：洗剤清掃の上、仕上拭き 内部：洗剤清掃の上、仕上拭き 五徳、グリル蓋：洗剤清掃の上、仕上拭き	破損及び汚損状況の確認 付属品（五徳、グリル蓋）の確認 点火用乾電池の交換	無	有	ガスホースの接続は行わない。
ストーブ・ファンヒーター （石油、ガス、電気）	汚損の清掃 仕上拭き程度	破損及び汚損状況の確認	無	無	ガスホースの接続は行わない。
扇風機	汚損の清掃 仕上拭き程度	動作、破損及び汚損状況の確認 付属品の確認	無	無	
照明器具（洋式・円形、和式・四角）	汚損の清掃 仕上拭き程度	破損及び汚損状況の確認 管球及びグロー管の交換	無	有	
コタツ（天板含）	汚損の清掃 仕上拭き程度	動作、破損及び汚損状況の確認 付属品（電源コード等）の確認	有	無	
洋服タンス（クロゼット）、ローチェスト	汚損の清掃 外部：仕上拭き程度 内部：仕上拭き程度	破損及び汚損状況の確認	有	有	
電子レンジ	汚損（油汚れ）の清掃 外部：洗剤清掃の上、仕上拭き 内部：洗剤清掃及び仕上拭きの上、除菌 その他：回転皿含む	動作、破損及び汚損状況の確認 付属品（回転皿等）の確認 取扱説明書添付のこと	無	無	
布団乾燥機	汚損の清掃 仕上拭き程度	動作、破損及び汚損状況の確認	無	無	
アイロン	汚損の清掃 仕上拭き程度	動作、破損及び破損状況の確認	無	無	
衣類乾燥機	汚損清掃及びゴミの除去 外部：洗剤清掃の上、仕上拭き 内部：洗剤清掃の上、仕上拭き	破損及び汚損状況の確認 付属品（給水・排水ホース）の確認 取扱説明書添付のこと	有 （スタンド）	有	排水ホースの接続は行わない。

※　共通事項として、ホコリ払いは必須とする。

※　洗剤清掃に用いる洗剤は、中性に近く洗浄能力の他に抗菌力の有るものとする。また成分も洗剤が残りやすい安価な業務用洗剤は不可とする。

※　除菌は、エタノール液を薄めずに噴霧すること。（無水エタノールではなく薬用とする。）

※　仕上拭きは水拭きまたは乾拭きとし、清潔なタオル等で行うこと。また、汚損が酷い場合は、洗剤等を用い清掃を行うこと。

※　電化製品は、搬入する宿舎（地域）の電源周波数に注意すること。